



おじいさんは山へ柴刈りに、桃太郎のお話は男女差別だって!?
おばあさんは川へ洗濯に...

老のえ ちよつと、おかしいのではありませんか?

ひな祭りは女の子にとやかさを強制する。鯉のぼりは男の子に勇気を押し付けている
……こう言われて、あなたが子ども親ならどう思いますか?
「ウーン、そんな意見はあっても仕方ないけど、私はちよつとねえ…」
さらに、男子は黒、女子は赤というフンドセルの色はおかしい…。そればかりか、たとえ
ば剛、勲、英雄といった名前は男子に強さを求めているのでダメ、また優美さや可愛さを表
わす名前は女子に一定のイメージをおしつけるのでダメ…、だいたい「〇子」「〇美」という
名前は封建時代の遺物だ…。こんな意見を他人から、ましてお役所や学校から言われたら?
「いいかげんにしてー」「ほつといてくれー!」誰だつてそつ思つてしよつ。
それだけではありません。小中学校に通っている子どもたちに、子どもの作り方を教えた
り、その反対に作らない方法を教えたり…冗談じゃない! 余計なお世話だと思いませんか?
ところが何と、これらが決して笑い話ではないのです。

◆やっばり! 噴出してはじめた大混乱

去る二月十七日の新聞報道で、女性や夫婦本人に出生・中絶の自由を認めることにつな
がる「性の自己決定権」規定を盛り込んだ「男女共同参画条例」が、すでに十八都道府県で定
められていることが判明しました。ところが、これは人工妊娠中絶に一定の制約を設けた母
体保護法や刑法(墮胎罪)にも抵触するものです。

内閣府は今さら「男女共同参画社会基本法」の誤用だと問題視し始めましたが、この事態
は当初から予測されたものであり、政府が官僚と地方政治を全く制御できていないとい
わが国を覆つ構造的な問題をまたも露呈することになりました。

◆誰が作った? 極端な女性解放思想にもつづく条例案

全国の地方自治体が今、男女共同参画条例を相次いで制定しています。

男女共同参画条例の根底にあるのは、「女性に男性に抑圧された階級である」というマルク
ス主義思想と「男女の区別そのものを一切認めない」というシエンターフリー思想です。

各地の条例には、シエンターフリー教育の推進、性の自己決定権とフリーセックスの奨
励、言論・表現の規制など、国民の生活や権利を脅かす危険な内容に満ちております。

フェミニズム・イデオロギーに基づいた全体主義的思想
理想制法が男女共同参画条例の本質と言えます。

こうした特定のイデオロギーに基づいた男女共同参画
条例が制定されると、市民はあらゆる行政機構や学校な
どを通じてシエンターフリーを強制されることになりま
す。そして、民間企業は男女の採用人員枠を強要され
り、自由な経済活動を阻害されることは明らかです。

◆日本文化の破壊につながる条例

この男女共同参画条例の背景にあるのは、平成十一年
に制定された「男女共同参画社会基本法」です。この法
律は、かつて村山首相ひきいる自・社・さきがけ連立政
権時代の三党合意に端を発して制定されたもので、いた
ずらに男女を対立させ、家族を崩壊に導く条文が多数盛
り込まれております。

内閣府の男女共同参画局は、地方自治体に対して男女
共同参画条例を制定するよう働きかけていますが、同法
には「自治体は条例を作らなければならない」という規
定はありません。

国家社会の基本を揺るがす「男女共同参画社会基本法」
はいずれ何としても廃止する必要があります。その前に
今あなたの住む県や市に制定されようとしている「男女
共同参画条例」制定の動きを止めなければなりません。

男女共同参画条例は

フェミニズム・イデオロギーによる

思想統制です

新風は、子どもたちに「温故知新」の大切さを伝える政党です

維新政党・新風本部

ホームページ <http://www.shimpu.jpn.org/>
〒604-0912 京都市中京区二条通河原町東入
京都書店会館2F
TEL.075-256-1545 FAX.075-241-2193
〒102-0083 東京都千代田区麹町4-7-5
麹町ロイヤルビル401号
TEL.03-3263-7591 FAX.03-3263-8790